

別表10 死亡給付金額（5年ごと利差配当付学資保険）

死亡給付金額は次に定める金額とします。

保険契約	金額
(1) 月払契約	(月払保険料) × (保険料の払込まれるべき回数)
(2) 半年払契約	(半年払契約の基準学資金額に対応する月払契約の保険料) × { (保険料の払込まれるべき回数) × 6 - 未経過月数 (注3) }
(3) 年払契約	(年払契約の基準学資金額に対応する月払契約の保険料) × { (保険料の払込まれるべき回数) × 12 - 未経過月数 (注3) }
(4) 一時払契約	(一時払保険料相当額)

(注1) 保険料払込方法<回数>の変更、基準学資金額の減額または保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の保険料払込方法<回数>、基準学資金額または保険契約者であったものとして計算します。

(注2) 上記の保険料は、個別扱の保険料率によるものとします。

(注3) 未経過月数は、被保険者が死亡した日以後初めて到来する月単位の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの月数とします。

別表11 死亡給付金額（5年ごと利差配当付個人年金保険）

死亡給付金額は次に定める金額とします。

保険契約	金額
(1) 月払契約	(月払保険料) × (保険料の払込まれるべき回数)
(2) 半年払契約	(半年払契約の年金額に対応する月払契約の保険料) × { (保険料の払込まれるべき回数) × 6 - 未経過月数 (注3) }
(3) 年払契約	(年払契約の年金額に対応する月払契約の保険料) × { (保険料の払込まれるべき回数) × 12 - 未経過月数 (注3) }
(4) 一時払契約	(一時払保険料相当額)

(注1) 年金の種類の変更、年金支払期間の変更、保険料払込方法<回数>の変更、保険料払込期間の変更または年金額の減額が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の年金の種類、年金支払期間、保険料払込方法<回数>、保険料払込期間、年金額であったものとして計算します。

(注2) 上記の保険料は、個別扱の保険料率によるものとします。

(注3) 未経過月数は、被保険者が死亡した日以後初めて到来する月単位の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの月数とします。